

平安時代の古文書（一）：特にその分布について

竹内，理三

<https://doi.org/10.15017/2335151>

出版情報：史淵. 54, pp.1-39, 1952-12-25. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

平安時代の古文書 (一)

——特にその分布について——

竹 内 理 三

一

奈良時代の文書は、正倉院に伝えられたいわゆる正倉院文書をその主要部分として、東京大學史料編纂所から出版された大日本古文書二十五冊によつて學界に紹介されたものは、筆者の算えたところによれば、一萬二千通に及んでゐる。寧樂遺文。卷上解説。その後、この大日本古文書所収以外の奈良時代文書が間々発見されることがあるが、その數は極く僅かである。従つてこの數を以て、ほどこの時代の現存文書數と考へることができよう。

奈良時代七十五年間に對して、天應元年（AD七八一）に始まり、壽永四年（AD一一八五）に至る約四百年の永い期間を占める、平安時代の古文書は、然らばどの位現存するであらうか。

二

この時期の文書で、その本文を傳えてゐるものは、その數決して少くない。六國史以後、國史の編修が行はず、そのため政治的史料を生のみ保存することが、時の爲政者にとつて必要となつたことや、政治そのものが形式化して、典禮故實として文書が保存されたこと——朝野群載や本朝文粹の如き文例集的編纂物がつくられたこと——などが、その重なる原因である。従つて、平安時代の文書が多くのことつてゐるといふても、かうした意味の編纂物として傳へられてゐるも

のを含んでのことである。

先づ編纂集成された文書集として第一にあぐべきものは、「類聚三代格」であらう。この書が、弘仁格・貞觀格・延喜格を項目別に類聚したものであるので、そのもととなつた此等の格があれば、それを擧げるべきであるが、今日では、弘仁格の目録の一部が傳はつてゐるにすぎない。類聚三代格は、大寶元年（AD七〇〇）から延喜七年（AD九〇二）に至る二世紀の間の詔、勅、太政官符の本文をそのまま集めたもので、

- 大寶一通 慶雲五通 和銅四通 靈龜一通 養老一二通 神龜八通 天平一七通 天平勝寶一一通 天平寶字二三通
- 天平神護一〇通 神護景雲四通 寶龜二四通 天應三通 延曆一三九通 大同八五通 弘仁一三六通 天長六七通
- 承和九七通 嘉祥二〇通 仁壽一六通 齊衡二二通 天安八通 貞觀一五二通 天慶五五通 仁和一八通 寛平八八通
- 昌泰二一通 延喜二六通

合計九五〇通を収めてゐる。ただこの文書集は、その目的が政治の實際面に資する目的を以てつくられたものであるため、その内容が主となり、文書の体裁については、主者、奉行者の署名などは、殆んど省略されて、文書の全貌を傳えてゐないことと、本朝書籍目録には三十卷とあるのに、今日では卷九・卷十一・卷十三及び卷二十一以下を欠いてゐることは、遺憾である。

類聚三代格は、後二條師通記寛治二年四月五日の條の裏書にその名がみえるので（AD一〇八八）、少くともそれ以前につくられたものであることが知られるが、政事要略にはまだ引用されてゐない。これに^{用されてゐない。}いであぐべきものは、保安二年（AD一一二二）に成つた「類聚符宣抄」であらう。これは、類聚三代格には收められてゐない宣旨・官符及び解状などを、事項別に類聚編集したもので、左大史壬生家に傳へられたので、一名「左丞抄」ともいわれる。元來十卷であつたものが、鎌倉時代には、既にその中の卷二・卷五の二卷を逸して、現在では八卷を存してゐる

書陵部編「圖書寮典籍 解題續歴史篇」法制部

似てゐるが、その目的は、彼が政治の運行の實際面の参考とするものであるに對し、此は、左大史として、公文書作成の
文例としてつくつたものであるので、文書を節略することなく、全文を擧げ、且つまた、内印とか外印とか省印とかの印
まで記入し、更には、例へば、「一件官符捺外印賜式部、々々作補任捺省印進官、々々作符捺内印賜了」とか
卷一諸神官司
補任事萬壽二
年三月五日、「給外印符於式部、々々申補任、次給内印任符」同上唐保二年二月、十九日太政官符
太政官符
并大神宮」とか註して同上長徳元年八月、廿五日太政官符、文書發行の手續まで記してあつて、古文書學上からも、有力な資料である。所收
の年代は天平九年六月廿六日の太政官符から始まつて、寛治七年正月十九日の宣旨に至る、次の如くである。

天平二通 延曆四通 大同三通 弘仁三通 天長二五通 承和一五通 齊衡一通 天安一通 貞觀一六通 元慶一
六通 仁和二三通 寛平七通 昌泰三通 延喜七三通 延長二五通 承平三二通 天慶四三通 天曆八二通 天徳九
通 應和二八通 康保五五通 安和二〇通 天祿五通 天延二通 貞元六通 天元八通 永觀五通 寛和四通 永延
一五通 永祚一通 正曆一〇通 長徳一〇通 長保二三通 寛弘一〇通 長和一三通 寛仁一〇通 治安六通 萬壽
二九通 長元二〇通 長曆六通 治曆七通 延久四通 寛治五通

で、合計七二七通。類聚三代格が、その大部分を太政官符を以て埋めてゐるに對し、符宣抄は、宣旨四六八、官符一二
五、其の他で、宣旨が壓倒的に多いのも、特徴的である。特に類聚三代格以後、他に官府の文書を傳へたものが絶無とな
つた延長以後の文書を數百通傳へてゐるのは、この文書集の編纂者にとつて大きな功績である。いわゆる延長の風土記と
稱せられてゐるものが撰進せられたことが知られるのも、本書に收められた延長三年十二月十四日の太政官符が唯一の史
料であるし、六國史の後にも、撰國史の事業が繼續せられてゐたことも、これに收められた撰國史所干係の宣旨によつて
知られるのである。この類聚符宣抄に對して、假りに「別聚符宣抄」と名づけられた一卷がある。これは舊廣橋伯爵家に
傳へられ、今は東洋文庫の架藏に歸したもので、もと何卷のものであつたか、知る由もないが、現存の卷には、延喜二年

四月十三日の官符から、天祿二年七月十九日の官符に至る。

延喜五五通 延長一四通 承平二〇通 天慶一一通 天曆一四通 康保一通 天祿一五通

の合計一三〇通の宣旨及び官符を傳えてゐる。然しこの書では、宣旨も官符も間々節略してゐるし、類聚符宣抄や政事要略に引用されてゐるものと重複してゐるものもある。本書の書名はこれを國史大系に収められた黒板勝美博士の命名である。

以上の文書集は、何れも平安時代につくられたものであるが、それ以後につくられた魚魯愚抄や魚魯愚抄は洞院公賢の著除目大成抄などには、おびたしい除目申文を收載してゐて、これ亦、平安時代の文書を傳えるものとして見逃すことのできないものであるが、これらは文書集そのものといふより、政事要略や法曹類林などと同じやうに、文書の外の各種の記録類と共に、編者の説明についての典據として收められてゐるものであるので、しばらく論外におくとしても、なほ見逃し得ぬものは、「永久之曆丙申之年」(AD一一一六)編者三善爲康の自序のある「朝野群載」である。これは文書ばかりでなく、詩文をも含むが、文筆・朝儀・神祇官・大政官外記史・攝錄家・公卿家、等の項目に分けて、詩文及び公私文書を類聚したもので、この書よりやく先立つところの藤原明衡によつて集録された「本朝文粹」が、詩文章を主として類集したのに對して、文書を主体としてゐるところに、文書集としても取扱はれる價值をもつてゐる。然しこの書もその序文には三十卷とあるのに、その中の十・十四・十八・十九・二十三・二十四・二十五・二十九・三十の九卷を缺いてゐる。所收の文書は、延暦三年九月八日の大納言藤原繼繩の奉納興福寺寶物牒に始まり卷七攝錄家長承元年十二月廿日中納言顯雅消息に至る。

延曆一通 大同一通 弘仁一通 天長一通 承和一通 嘉祥一通 仁壽一通 貞觀五通 元慶一通 仁和一通 寛平二通 昌泰二通 延喜七通 延長三通 承平三通 天慶五通 天曆一七通 天德五通 應和七通 康保二通 安和一通 天祿三通 天延六通 貞元一通 天元三通 永觀四通 寛和四通 永延三通 永祚二通 正曆二通 長徳六通

長保一三通 寛弘一三通 長和一〇通 寛仁三通 治安五通 萬壽六通 長元七通 長曆五通 長久八通 寛德一
 通 永承八通 天喜六通 康平一五通 治曆七通 延久一九通 承保一四通 承曆一四通 永保一二通 應德三一通 寛
 治二七通 嘉保二七通 承徳一〇通 康和七一通 長治二五通 嘉承二七通 天仁一一通 天永二九通 永久四四通
 元永一一通 保安一一通 天治二通 大治一一通 天承七通 長承一通

合計六〇四通を収めてゐる。本書が永久丙申、即ち永久四年の自序をもちながら、永久以後のものも少からず収めてゐる
 のは、著者爲康が、保延^{長承}五年（AD一一三九）九十一歳で歿するまで、漸次増補追加したものであらう

「證考」

以上のほかに、醍醐寺要書や醍醐寺雜事記、東大寺要錄、東實記、或は石清水八幡宮寺緣事抄など、寺院や神社のそれ
 ぞれの文書を集めたものも少くない。奈良時代の文書が、原本を多く今日に傳えてゐるのに對して、編纂されたものとし
 て傳へられてゐることは、平安時代の文書の著しい特色である。而も例へば醍醐寺雜事記卷十四・卷十五の文治二年當時
 の醍醐寺寶藏文書櫃目錄によれば、年號を記してゐる文書通數は、五百通以上を數えるが、今日残つてゐるものは、僅か
 に案文として數通を存するにすぎず、同書の卷十二・卷十三の二卷に免除證文として收載してゐる八十六通の文書によつ
 て、その一部分を傳えてゐるにすぎない。若しこれに醍醐寺要書の三十四通を加へるとしても、なほ五分一を少しすぎる
 程度にすぎない。以てこの時代の研究に、これらの文書集の占める重要さをうかがうことができよう。

三

醍醐寺の文書目錄に示された平安末に存した五百通以上の文書が、今日ではわずかにその五分の一しかうかがうことが
 できぬとしたならば、今日原本或は案文として残されてゐるこの時代の文書の蒐集と整理保存は、平安時代の研究者にと

つて急務でなければならぬ。

今日のこる平安時代の文書の原本又はそれに准ずる案文は、如何程あるであらうか。今日までのところ、極く個人的な消息類や、類型的な除目申文の類を除いて、管見に及んだ文書の数は、四千二百通である。若しこれに、除いた消息、申文、用ひ難い断簡類を加え、更に前項の文書集所収の文書を加えても、恐らくは一萬通を超えることはないであらう。奈良時代の一世紀足らずの間の一萬數千通に比べて、ほぼ四世紀にわたるこの時代が、それよりもなほ少い文書しか傳えてゐないことは、文書によるこの時代の研究を困難ならしめる所以である。この四千二百數十通の中、年號の明らかなもの及び年號の推定し得るものを年代順に整理すると、次のやうな分布を示してゐる。

延曆二七通 大同五通 弘仁一七通 天長八通 承和三一通 嘉祥一三通 仁壽一七通 齊衡五通 天安五通 貞觀四六通 元慶二通 仁和三通 寛平七通 昌泰一通 延喜三五通 延長一八通 承平九通 天慶一〇通 天曆一六通 天徳五通 應和三通 康保二三通 安和二通 天祿五通 天延三通 貞元三通 天元八通 寛和八通 永延一二通 永祚五通 正曆一四通 長徳一八通 長保七三通 寛弘三四通 長和八通 寛仁六通 治安一七通 萬壽一三通 長元六四通 長曆六六通 長久四一通 寛徳一一通 永承六六通 天喜二〇二通 康平九三通 治曆四〇通 延久六四通 承保四二通 承曆三四通 永保二四通 應徳四八通 寛治八六通 嘉保三七通 永長一九通 承徳二三通 康和一二四通 長治一一八通 嘉承三七通 天仁三三通 天永七三通 永久九四通 元永二三通 保安一〇〇通 天治四五通 大治一一四通 天承五四通 長承八八通 保延一二〇通 永治二五通 康治五〇通 天養三四通 久安五三通 仁平八五通 久壽三三通 保元三三通 平治六九通 永曆一二一通 應保七九通 長寛九五通 永萬五一通 仁安一〇〇通 嘉應七一通 承安一二三通 安元八六通 治承一六一通 養和四四通 壽永一二四通 元曆九二通

當然のことながら、時代を降るにつれてその通數は著しく増加してゐる。

一三 田所主税文書(楓軒文書纂所收)二通 (三六五、三六六) 但しこれは安藝國在廟田所氏の文書である。

一四 大宮司文書 一通 (三六一)

一五 吉田社文書(楓軒文書纂所收)二通 (三六〇、三六七)

栃木縣

一六 園田文書(山田郡園田愛太郎氏)一通 (三六五)

千葉縣

一七 大禰宜文書 二通 (三三七、三三八)

一八 香取文書(香取文書纂)五通 (二四〇、二六六、三三三、三三九、三六七)

一九 香取文書(楓軒文書纂所收)五通 (四〇〇、三五七、三六六、三三四、三六三)

二〇 香宗我部傳證文(香宗我部順氏)一通 (四〇九)

埼玉縣

二一 根岸武香氏所藏文書(大里郡胃山村)三〇通 (四八、四九、一〇一、一二七、一九九、二一〇、二二二、二二七、二六二、二六一、二六一、二七三、三三四、七三三、七三六、

一〇〇五、一〇〇八、一〇一一、一〇一三、一三九六、一三五四、一三五五、一三五六、一三五七、一三五八、一三六四、一三五五、一四〇四、一四一三、一四一四、一四一五) 東大寺文書東寺文書

觀世音寺文書などを蒐集したものである。

東京都

二二 赤星鐵馬氏所藏文書 二通 (五〇、四三)

二三 井上恒一郎氏所藏文書 一通 (三三三) 有名な尾張國解文の弘安寫本である。從來缺けてゐた年號日付を有する點、ま

た同解文最古の寫本である點で貴重である。

三 東京美術學校所藏文書 一通 (一六) 觀世音寺資財帳である。

四 白河 東寺文書 (國立上野圖書館本) 五六通 (一〇一、二〇三、二四四、四八、七五、七三、二二四、一五〇、一六六、一四三、一四三、
本 一四三、一四七、一四三、一四四、一五四、一六四、一七六、一七〇、一七六、一七六、一八三、一八四、一九〇、

一九九、二〇〇、二〇六、二三四、三三六、三九五、三九九、三〇九、三三〇、三五三、三六六、三二〇、三三〇、三三七、三六六、三六七、三九八、三九八、
三〇六、四〇〇、四〇六、四〇七、四〇八) 江戸時代に白河樂翁侯が東寺文書について書寫せしめたもので、後桑名文庫に歸し、

現在國立上野圖書館の有となつたもので、現在の東寺百合文書に逸したもののみを舉げた。

五 東寺古文零聚 (酒井家) 六通 (二四、二八、二八、二九、二四三、三六) 伴信友が東寺について筆寫せるもので、現在の東

寺百合文書に逸せるもの。

六 内閣文庫所藏文書 (宮城内)

イ 東大寺文書 一一四通 (六九、七〇、二〇〇、二〇四、二〇五、三二七、三三三、三三六、三三七、三三九、三三九、三三九、三三九、三三九、
四六、
一〇五、
二四四、二四四、二四四、二四四、二四四、二四四、二四四、二四四、二四四、二四四、二四四、二四四、二四四、二四四、二四四、二四四、二四四、二四四、二四四、
一六四、一六四、一七四、一七四、一八三、一八四、一八四、一八四、一八四、一八四、一八四、一八四、一八四、一八四、一八四、一八四、一八四、一八四、一八四、
二五五、二五五、三三九、三三九、三三七、三三七、三四〇、三四三、三四五、三五八、三六〇、三六〇、三六〇、三六〇、三六〇、三六〇、三六〇、三六〇、三六〇、
三五六、三六〇、三六〇、三六〇、三六〇、三六〇、三六〇、三六〇、三六〇、三六〇、三六〇、三六〇、三六〇、三六〇、三六〇、三六〇、三六〇、三六〇、三六〇、
書) 「攝津國古文書」「觀世音寺古文書」「美濃國古文書」「大和國古文書」「壽永二年諸領未進督促狀」などと部

類別けがしてある。

類別けがしてある。

光明寺古文書 四三通 (一四、一五、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇) 光明寺は宇治山田市にある光明寺で、内閣文庫所蔵の光明寺古文書は、「世に光明寺舊記」と題して流布せるものの原本と、舊記にありて既に原本を逸せる部分を屋代弘賢が補寫補入したる新寫文書とを合せて三〇卷の卷子としたものである。

ハ 大乘院文書 一通 (六六〇)

五七 永森氏所蔵古文書 一通 (六八九)

五八 南陽堂待買文書 一通 (三三五)

五九 根津美術館所蔵文書 三三通 (一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇) 大部分が東大寺文書である。

六〇 禰寝文書 (小松從志氏) 七通 (一〇三、一〇四、一〇五、一〇六、一〇七、一〇八、一〇九) 薩摩禰寝氏の文書で、小松氏はその後裔である。

ある。

六一 蜂須賀家所蔵文書 八通 (一一一、一一二、一一三、一一四、一一五、一一六、一一七、一一八) 大部分が東大寺文書である。

六二 前田剛二氏所蔵文書 一通 (一二九)

六三 正文文書 (新田俊純氏) 三通 (一三二、一三三、一三四)

六四 益田孝氏所蔵文書 一通 (一三七)

六五 股野琢氏所蔵文書 一九通 (一四五、一四六、一四七、一四八、一四九、一五〇、一五一、一五二、一五三、一五四、一五五、一五六、一五七、一五八、一五九、一六〇、一六一、一六二、一六三、一六四、一六五、一六六、一六七、一六八、一六九、一七〇、一七一、一七二、一七三、一七四、一七五、一七六、一七七、一七八、一七九、一八〇、一八一、一八二、一八三、一八四、一八五、一八六、一八七、一八八、一八九、一九〇、一九一、一九二、一九三、一九四、一九五、一九六、一九七、一九八、一九九、二〇〇) 大部分が東大寺文書である。

三三〇、三五四、五七〇) 東大寺文書が大部分を占める。

六 松田福一郎氏所藏文書 一六通 (四九、四九六、四九七、四九八、四九九、五〇〇、五〇一、五〇二、五〇三、五〇四、五〇五、五〇六、五〇七、五〇八、五〇九、六一〇、六一一、六一二、六一三、六一四、六一五、六一六、六一七、六一八、六一九、六二〇、六二一、六二二、六二三、六二四、六二五、六二六、六二七、六二八、六二九、六三〇、六三一、六三二、六三三、六三四、六三五、六三六、六三七、六三八、六三九、六四〇、六四一、六四二、六四三、六四四、六四五、六四六、六四七、六四八、六四九、六五〇、六五一、六五二、六五三、六五四、六五五、六五六、六五七、六五八、六五九、六六〇、六六一、六六二、六六三、六六四、六六五、六六六、六六七、六六八、六六九、六七〇、六七一、六七二、六七三、六七四、六七五、六七六、六七七、六七八、六七九、六八〇、六八一、六八二、六八三、六八四、六八五、六八六、六八七、六八八、六八九、六九〇、六九一、六九二、六九三、六九四、六九五、六九六、六九七、六九八、六九九、七〇〇、七〇一、七〇二、七〇三、七〇四、七〇五、七〇六、七〇七、七〇八、七〇九、七一〇、七一一、七一二、七一三、七一四、七一五、七一六、七一七、七一八、七一九、七二〇、七二一、七二二、七二三、七二四、七二五、七二六、七二七、七二八、七二九、七三〇、七三一、七三二、七三三、七三四、七三五、七三六、七三七、七三八、七三九、七四〇、七四一、七四二、七四三、七四四、七四五、七四六、七四七、七四八、七四九、七五〇、七五一、七五二、七五三、七五四、七五五、七五六、七五七、七五八、七五九、七六〇、七六一、七六二、七六三、七六四、七六五、七六六、七六七、七六八、七六九、七七〇、七七一、七七二、七七三、七七四、七七五、七七六、七七七、七七八、七七九、七八〇、七八一、七八二、七八三、七八四、七八五、七八六、七八七、七八八、七八九、七九〇、七九一、七九二、七九三、七九四、七九五、七九六、七九七、七九八、七九九、八〇〇、八〇一、八〇二、八〇三、八〇四、八〇五、八〇六、八〇七、八〇八、八〇九、八一〇、八一一、八一二、八一三、八一四、八一五、八一六、八一七、八一八、八一九、八二〇、八二一、八二二、八二三、八二四、八二五、八二六、八二七、八二八、八二九、八三〇、八三一、八三二、八三三、八三四、八三五、八三六、八三七、八三八、八三九、八四〇、八四一、八四二、八四三、八四四、八四五、八四六、八四七、八四八、八四九、八五〇、八五一、八五二、八五三、八五四、八五五、八五六、八五七、八五八、八五九、八六〇、八六一、八六二、八六三、八六四、八六五、八六六、八六七、八六八、八六九、八七〇、八七一、八七二、八七三、八七四、八七五、八七六、八七七、八七八、八七九、八八〇、八八一、八八二、八八三、八八四、八八五、八八六、八八七、八八八、八八九、八九〇、八九一、八九二、八九三、八九四、八九五、八九六、八九七、八九八、八九九、九〇〇、九〇一、九〇二、九〇三、九〇四、九〇五、九〇六、九〇七、九〇八、九〇九、九一〇、九一一、九一二、九一三、九一四、九一五、九一六、九一七、九一八、九一九、九二〇、九二一、九二二、九二三、九二四、九二五、九二六、九二七、九二八、九二九、九三〇、九三一、九三二、九三三、九三四、九三五、九三六、九三七、九三八、九三九、九四〇、九四一、九四二、九四三、九四四、九四五、九四六、九四七、九四八、九四九、九五〇、九五二、九五三、九五五、九五七、九五九、九六一、九六二、九六三、九六四、九六五、九六六、九六七、九六八、九六九、九七〇、九七一、九七二、九七三、九七四、九七五、九七六、九七七、九七八、九七九、九八〇、九八一、九八二、九八三、九八四、九八五、九八六、九八七、九八八、九八九、九九〇、九九一、九九二、九九三、九九四、九九五、九九六、九九七、九九八、九九九、一〇〇〇) 主として東大寺文書である。

七 水速文書 一通 (四〇七)

八 三宅長榮氏所藏文書 五通 (二六四、二〇三、三三〇、二六四、五九六) 東大寺文書である。

九 民經記裏文書(東洋文庫本) 一通 (二七五)

一〇 八代恒治氏所藏文書 一通 (五九) 東寺文書である。

一一 山崎種二氏所藏文書 二通 (三四六、三七三)

一二 由良文書(安川繁成氏) 一通 (五六四)

神奈川縣

一 圓覺寺文書(鎌倉市) 二通 (二九三、二九七)

二 多聞院文書(新編相模風土記所收) 一通 (三九〇)

三 鶴岡八幡宮文書(鎌倉市) 三通 (五九五、五九〇、四〇五)

四 稱名寺文書(横濱市) 一通 (三三四)

五 長谷場文書(横濱市長谷場純敬氏所藏) 二通 (三二六、三二六) 薩摩の長谷場氏の文書で、薩藩舊記所收の原本である。

六 渡邊福太郎氏所藏文書(横濱市) 六通 (三九一、三九三、三九四、三九七、三九八、四〇〇) 何れも東大寺文書である。

新潟縣

一 高橋義彦氏所藏文書(中蒲原郡大形村) 一〇通 (三三三、三三四、三三六、三三七、三三八、三三九、三四〇、三四一、三四二、三四三、三四四、三四五、三四六、三四七、三四八、三四九、三五一、三五二、三五三、三五四、三五五、三五六、三五七、三五八、三五九、三六〇、三六一、三六二、三六三、三六四、三六五、三六六、三六七、三六八、三六九、三七〇、三七一、三七二、三七三、三七四、三七五、三七六、三七七、三八〇、三八一、三八二、三八三、三八四、三八五、三八六、三八七、三八八、三八九、三九〇、三九一、三九二、三九三、三九四、三九五、三九六、三九七、三九八、三九九、四〇〇、四〇一、四〇二、四〇三、四〇四、四〇五、四〇六、四〇七、四〇八、四〇九、四一〇、四一一、四一二、四一三、四一四、四一五、四一六、四一七、四一八、四一九、四二〇、四二一、四二二、四二三、四二四、四二五、四二六、四二七、四二八、四二九、四三〇、四三一、四三二、四三三、四三四、四三五、四三六、四三七、四三八、四三九、四四〇、四四一、四四二、四四三、四四四、四四五、四四六、四四七、四四八、四四九、四五〇、四五二、四五三、四五五、四五七、四五九、四六一、四六二、四六三、四六四、四六五、四六六、四六七、四六八、四六九、四七〇、四七一、四七二、四七三、四七四、四七五、四七六、四七七、四七八、四七九、四八〇、四八一、四八二、四八三、四八四、四八五、四八六、四八七、四八八、四八九、四九〇、四九一、四九二、四九三、四九四、四九五、四九六、四九七、四九八、四九九、五〇〇、五〇一、五〇二、五〇三、五〇四、五〇五、五〇六、五〇七、五〇八、五〇九、五一〇、五一二、五一三、五一五、五一七、五一九、五二一、五二三、五二五、五二七、五二九、五三一、五三三、五三五、五三七、五三九、五四〇、五四二、五四四、五四六、五四八、五五〇、五五二、五五四、五五六、五五八、五六一、五六三、五六五、五六七、五六九、五七一、五七三、五七五、五七七、五七九、五八一、五八三、五八五、五八七、五八九、五九一、五九三、五九五、五九七、五九九、六〇〇、六〇一、六〇二、六〇三、六〇四、六〇五、六〇六、六〇七、六〇八、六〇九、六一〇、六一二、六一四、六一六、六一八、六二〇、六二二、六二四、六二六、六二八、六三〇、六三二、六三四、六三六、六三八、六四〇、六四二、六四四、六四六、六四八、六五〇、六五二、六五四、六五七、六五九、六六一、六六三、六六五、六六七、六六九、六七一、六七三、六七五、六七七、六七九、六八一、六八三、六八五、六八七、六八九、六九一、六九三、六九五、六九七、六九九、七〇〇、七〇一、七〇二、七〇三、七〇四、七〇五、七〇六、七〇七、七〇八、七〇九、七一〇、七一一、七一二、七一三、七一四、七一五、七一六、七一七、七一八、七一九、七二〇、七二一、七二二、七二三、七二四、七二五、七二六、七二七、七二八、七二九、七三〇、七三一、七三二、七三三、七三四、七三五、七三六、七三七、七三八、七三九、七四〇、七四一、七四二、七四三、七四四、七四五、七四六、七四七、七四八、七四九、七五〇、七五二、七五三、七五五、七五七、七五九、七六一、七六三、七六五、七六七、七六九、七七一、七七三、七七五、七七七、七七九、七八一、七八三、七八五、七八七、七八九、八〇〇、八〇一、八〇二、八〇三、八〇四、八〇五、八〇六、八〇七、八〇八、八〇九、八一〇、八一二、八一四、八一六、八一八、八二〇、八二二、八二四、八二六、八二八、八三〇、八三二、八三四、八三六、八三八、八四〇、八四二、八四四、八四六、八四八、八五〇、八五二、八五四、八五七、八五九、八六一、八六三、八六五、八六七、八六九、八七一、八七三、八七五、八七七、八七九、八八一、八八三、八八五、八八七、八八九、八九〇、八九一、八九二、八九三、八九四、八九五、八九六、八九七、八九八、八九九、九〇〇、九〇一、九〇二、九〇三、九〇四、九〇五、九〇六、九〇七、九〇八、九〇九、九一〇、九一二、九一四、九一六、九一八、九二〇、九二二、九二四、九二六、九二八、九三〇、九三二、九三四、九三六、九三八、九四〇、九四二、九四四、九四六、九四八、九五〇、九五二、九五五、九五七、九五九、九六一、九六三、九六五、九六七、九六九、九七一、九七三、九七五、九七七、九七九、九八一、九八三、九八五、九八七、九八九、九九〇、九九一、九九二、九九三、九九四、九九五、九九六、九九七、九九八、九九九、一〇〇〇) 何れも

東大寺文書であり、後、市島謙吉氏に移つた。

八〇 中野忠太郎氏所藏文書 一通 (三五六)

八一 保坂潤治氏所藏文書 一八通 (四八、四九、五三、五九、六一、六四、六六、七〇、七二、七三、七四、七五、七六、七八、八〇、八二、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇)

(三五四、三五八、三五九) この大部分は東大寺文書である。

長野縣

八二 吉田れん氏所藏文書 (諏訪郡) 一通 (三五四)

静岡縣

八三 蒲神社文書 (濱名郡神立村) 一通 (三五四)

八四 中山文書 (小笠郡中山將見氏) 一通 (二〇三)

八五 益永文書 (清水市益永透氏) 三通 (三三三、三三三、四〇五) 大分縣宇佐八幡宮社家益永氏の文書である。

八六 三島神社文書 (田方郡三島町) 一通 (三六八)

八七 矢田部文書 二通 (二五七、二七〇)

愛知縣

八八 熱田神宮文書 (名古屋市) 六通 (八四、八五、八六、八七、八八、八九)

八九 關戸守彦氏所藏文書 (名古屋市) 二二通 (二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇)

二七、三四、三五、五六、五九、四八、四九、四〇) 東大寺文書及び三鈴寺文書である。

九〇 大須寶生院所藏文書 (名古屋市) 一通 (三五六) 東大寺文書である。

九一 水野正彦氏所藏文書 (名古屋市) 二通 (三七、四〇)

石川縣

㊦ 須須神社文書（珠州郡三崎村）一通（一五〇〇）

㊧ 菅原天神社文書（珠州郡）一通（一七〇〇）

福井縣

㊨ 氣比神社古文書（敦賀市）一通（一五三）

滋賀縣

㊩ 石山寺文書 一三通（二〇一、二〇九、二一〇、二四四、二四四、二〇六、二〇七、二〇七、二四四、二四六、二四八、二四四、二五五）その大部分は聖教

紙背文書である。

㊪ 打聞集農文書（山口岡光氏本）七通（二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八）

㊫ 圓満院文書 一通（一三）

㊬ 延暦寺文書 二通（一九、二三）

㊭ 園城寺文書 一〇通（二三、二三、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇）何れも圓珍干係のものである。

100 願成寺文書 三通（三七六、二八〇、二八〇）

101 金勝寺文書（栗太郎）一通（四九七）

102 菅浦共有文書 一通（六〇五）現在彦根大學保管。

103 生源寺文書 一通（三五三）

104 長命寺文書 一通（二〇四）

105 南部文書（淺井郡南部晋氏）三通（一九〇、三五五、三六二）

一〇六 明王院文書 一通 (二六七)

一〇七 坂本蓮華院文書 (古文書纂所收) 一通 (三三八)

三 重 縣

一〇八 御塩殿神庫文書 二通 (一〇七、一〇八)

一〇九 近長谷寺文書 一通 (二六七)

一一〇 四天王寺文書 (津市) 五通 (九六、一三六、二二九、二三〇、二三一)

二一 神宮文庫文書

イ 神宮雜書文書 四通 (二六五、二七九、三〇六、三〇九)

ロ 神宮文庫文書 二通 (一三、一七三)

ハ 樺木文書 一九通 (三七、三六、三九、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇)

ニ 天 養 記 一〇通 (三六、四八、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇) 大庭御厨に関する文書を集めたものである。

ホ 類聚神祇本源裏文書 四通 (五五、五七、六三、六五)

二三 東大寺文書 (三國地誌所收) 一一通 (七九、七五、七九、二八〇、二九〇、三〇九、三三三、三三七、三三九、三六〇) 三國地誌古文書の卷に收めたもの中、他に所見のない東大寺文書のこの時代のもののみを挙げたものである。

二三 二見郷文書 (宇治山田市神巫清白氏) 七通 (四二、四七、九八、二二六、三三〇、三九九)

二四 妙高寺文書 二通 (三三三、三四四)

平安時代の古文書 (一)

奈良縣

二五 石崎直矢氏所藏文書(奈良市) 二七通 (九、三、四七、五八、五五、六六、七七、七三、七九、八五、九〇、九四、〇六、一七、二七、二七、二五、二六、二六、三〇、三四、三四、七五、七六、三八、五七、五八、五九)

何れも東大寺文書である。

二六 榮山寺文書(宇智郡宇智村) 三〇通 (四、四、四、四、四、四、四、四、四、四、四、四、四、四、四、四、四、四、四、四)

二六、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇)

の外に色川三中探訪本や彰考館榮山寺文書にあつて、本寺にないものも少くない。

二七 大宮文書(奈良市大宮守慶氏) 二通 (三七四、三七五)

二八 額安寺文書(生駒郡平端村) 六通 (二四六、二四七、二四八、二四九、二五〇、二五一)

二九 春日神社文書(奈良市) 二七通 (八六、一四六、二〇六、二六六、三二六、三八六、四四六、五〇六、五六六、六二六、六八六、七四六、八〇六、八六六、九二六、九八六、一〇四六、一〇〇六、一〇六六、一〇二六、一〇八六、一〇四六、一〇〇六、一〇六六、一〇二六、一〇八六)

三〇 興福寺文書(奈良市)

イ 因明四相違裏文書 一六通 (二四九、二五〇、二五一、二五二、二五三、二五四、二五五、二五六、二五七、二五八、二五九、二六〇、二六一、二六二、二六三、二六四、二六五、二六六、二六七、二六八、二六九、二七〇、二七一、二七二、二七三、二七四、二七五、二七六、二七七、二七八、二七九、二八〇、二八一、二八二、二八三、二八四、二八五、二八六、二八七、二八八、二八九、二九〇、二九一、二九二、二九三、二九四、二九五、二九六、二九七、二九八、二九九、三〇〇)

ロ 興福寺文書 二通 (三〇八、三〇九)

ハ 興福寺別當次第裏文書 三通 (三一一、三一二、三一三)

ニ 造興福寺記裏文書 二通 (三三八、三三九)

三 西大寺文書(生駒郡伏見村) 一通 (三七〇)

三三 尊勝院文書(奈良市) 六通 (六六、四四、五七、二九、三四六、四三六)

何れも東大寺觀世音寺文書である。

京都府

一三 阿刀文書(京都市阿刀弘文氏) 一通 (二九三)

一三 雨宮善四郎氏所藏文書(京都市) 四通 (三〇六、三〇四、三〇三、三〇七)

一三 安樂壽院古文書(紀伊郡) 七通 (三三〇、三三〇、三三〇、三三六、三三六、三三九、三三四)

一三 石清水文書(綴喜郡八幡町) 二七通 (三三〇、三三五、三三四、三三〇、二〇六、二四一、二五九、一八五、一七九、三三五、三三〇、三三六、三三九、三三四)

一四 賀茂別雷神社文書(京都市) 八通 (三七四、一七九、二〇九、二〇九、四〇四、四〇九、四〇九、四二二)

一四 勸修寺文書(京都市) 三通 (三六九、三七〇、三七一)

一四 勸修寺家文書(京都市) 二通 (三六三、三六〇) 但し永昌記裏文書である。

一四 神田喜一郎氏所藏文書(京都市) 一一通 (三五三、三五四、三六〇、三六〇、三九三、三九三、三九九、三九九、三九九、三九九)

一四 吉川鑑華氏所藏文書(京都市) 一通 (四五〇) 弘福寺文書である。

一四 京都大學所藏文書(京都市)

イ 大東文書 一四通 (三七五、三七八、三七八、三三七、三六三、三六四、三五五、三五五、三五七、三六〇、三六〇、三六二、三六三、三六七)

一四 大谷大學所藏文書(京都市) 一通 (三〇〇)

一四 大橋重喜氏所藏文書 九通 (二六八、二〇五、二〇六、二〇六、一八七、三六〇、三六〇、三六〇) 主として東大寺文書を含む。

一四 賀茂別雷神社文書(京都市) 八通 (三七四、一七九、二〇九、二〇九、四〇四、四〇九、四〇九、四二二)

一四 勸修寺文書(京都市) 三通 (三六九、三七〇、三七一)

一四 勸修寺家文書(京都市) 二通 (三六三、三六〇) 但し永昌記裏文書である。

一四 神田喜一郎氏所藏文書(京都市) 一一通 (三五三、三五四、三六〇、三六〇、三九三、三九三、三九九、三九九、三九九、三九九)

一四 吉川鑑華氏所藏文書(京都市) 一通 (四五〇) 弘福寺文書である。

一四 京都大學所藏文書(京都市)

イ 大東文書 一四通 (三七五、三七八、三七八、三三七、三六三、三六四、三五五、三五五、三五七、三六〇、三六〇、三六二、三六三、三六七)

四〇四、四〇七、四〇八、四〇九、四一〇

一四 三千院文書 (愛宕郡大原村)、一通 (六七)

一五 三寶院文書 (京都市)

イ 醍醐雜事記所收文書 九二通 (六四、六八、七九、二六、四七、五五、五九、一〇五、一〇九、一〇九、一〇九、一一三、一一三、一一四、

一六一、一七一、一七三、一七〇、一九七、二二二、二二二、二二〇、二二〇、二二〇、二二〇、二二〇、二二〇、二二〇、二二〇、二二〇、

三三〇、三三四、三三八、三三九、三三七、三三七、三三四、三三二、三三三、三三三、三三三、三三三、三三三、三三三、三三三、三三三、

三四六、三四七、三四八、三四九、三五一、三五二、三五三、三五四、三五五、三五六、三五七、三五八、三五九、三六〇、三六一、三六二、

三六三、三六四、三六五、三六七、三六八、三六九、三七〇、三七〇、三七〇、三七〇、三七〇、三七〇、三七〇、三七〇、三七〇、三七〇、

三七六) 主として醍醐寺領干係の文書である。

ロ 三寶院支書 一五通 (八五、一四七、三五六、三六四、三六八、三六八、三六八、三七五、三七九、三八三、三九四、三九四、三九四、三九四、

一六 島田美彦氏所藏文書 (京都市) 七通 (八五、二〇四、二〇五、二〇四、三三四、四〇九、四一四)

一七 新熊野神社文書 (京都市) 一通 (九三)

一八 神護寺文書 (京都市) 一二通 (三九、三五四、三五七、三五九、三五九、三七五、三九六、四〇九、四〇九、四〇九、四〇九、四〇九、

一九 隨心院文書 (京都市) 一通 (二四)

二〇 禪定寺文書 (綴喜郡) 四通 (四七、一〇四、一〇五、一〇六)

二一 田中忠三郎氏所藏文書 (京都市) 一〇通 (四〇、六三、六九、六九、一〇八、一〇八、一〇八、一〇八、一〇八、一〇八)

二二 田中教忠氏所藏文書 (京都市) 一一通 (三九、三七、三九、三九、三九、三九、三九、三九、三九、三九、三九)

二三 大徳寺文書 (京都市) 六通 (二七、六四、六八、七九、七九、七九)

一箇 長福寺文書（京都市）二通（三四三、三四四）

一箇 東寺文書（京都市）三三三三通（五七、七六、七九、八〇、二六、二九、七九、三〇九、三四、三五、二八、三九、三四、三五、三六、三四、

三二、三四、三三、三五、三六、三九、三〇、三三、三四、三六、三三、三六、三七、三三、三〇、四六、四三、四九、四〇、四三、四九、四〇、四三、四九、四〇、

五八、五〇、五三、六三、六三、六四、六九、八〇、八七、九六、九〇、九二、九四、九五、九六、九八、九〇、九七、一〇〇、一〇七、一〇九、一〇三、一〇一、

一〇三、一〇五、一〇七、一〇九、一〇一、一〇三、一〇五、一〇七、一〇九、一〇一、一〇三、一〇五、一〇七、一〇九、一〇一、一〇三、一〇五、一〇七、一〇九、一〇一、一〇三、

一〇五、一〇九、一〇〇、一〇二、一〇五、一〇三、一〇七、一〇五、一〇九、一〇一、一〇三、一〇五、一〇七、一〇九、一〇一、一〇三、一〇五、一〇七、一〇九、

二七、二七四、二七五、二七六、二七九、二八四、二九〇、二九二、二九四、二九六、二九八、三〇〇、三〇二、三〇四、三〇六、三〇八、三〇九、三一一、三一二、三一九、

三三三、三三四、三三五、三三六、三三七、三三八、三三九、三三三、三三五、三三六、三三八、三三九、三三三、三三五、三三六、三三八、三三九、三三三、三三五、

一四八、一三七、一三九、一三〇、一三九、一三二、一三三、一三八、一三九、一四〇、一四一、一四二、一四三、一四四、一四八、一四九、一四三、一四五、

一四七、一四〇、一四一、一四二、一四三、一四四、一四五、一四六、一四七、一四八、一四九、一五〇、一五一、一五二、一五三、一五四、一五五、一五九、一六一、

一四七、一四八、一四九、一五〇、一五一、一五二、一五三、一五四、一五五、一五六、一五七、一五八、一五九、一六〇、一六一、一六二、一六三、

一六七、一六五、一六六、一六七、一六八、一六九、一七〇、一七一、一七二、一七三、一七四、一七五、一七六、一七七、一七八、一七九、一八〇、一八一、

一八四、一八五、一八六、一八七、一八八、一八九、一八〇、一八一、一八二、一八三、一八四、一八五、一八六、一八七、一八八、一八九、一九〇、一九一、

一九四、一九六、一九九、一九五、一九七、一九八、一九九、二〇〇、二〇一、二〇二、二〇三、二〇四、二〇五、二〇六、二〇七、二〇八、二〇九、二一〇、二一一、

二二六、二二九、二二八、二三〇、二三一、二三二、二三三、二三四、二三五、二三六、二三七、二三八、二三九、三三〇、三三一、三三二、三三三、三三四、三三五、

三三七、三三九、三四〇、三四一、三四二、三四三、三四四、三四五、三四六、三四七、三四八、三四九、三三〇、三三一、三三二、三三三、三三四、三三五、

三六三、三七〇、三七六、三七七、三七八、三七九、三八〇、三八一、三八二、三八三、三八四、三八五、三八六、三八七、三八八、三八九、三九〇、

三九四、三八四、三三〇、三三六、三三九、三三〇、三三六、三三九、三三〇、三三六、三三九、三三〇、三三六、三三九、三三〇、三三六、三三九、三三〇、

三九〇、四〇三、四〇九、四〇六、

- 一 癸 東福寺文書 (京都市) 一通 (三六三)
- 一 丑 徳禪寺文書 (愛宕郡) 二通 (四〇〇、三六三)
- 一 寅 鳥居大路文書 (京都市) 二通 (七〇〇、七〇三)
- 一 卯 中村直勝氏所藏文書 (京都市) 一通 (三九〇) 東大寺文書である。
- 一 辰 西羽倉文書 (京都市) 一通 (四一五)
- 一 巳 仁和寺文書 (京都市) 一八通 (一八、四三、一五、一六、一四、一四、一四、一五、一六、三六、三四、三〇、三六、三五、三七、三九、
- (五九) 仁和寺開創以前の貞觀寺文書九通を含む。
- 一 午 羽田太郎氏所藏文書 (京都市) 一通 (六七〇) 東大寺文書である。
- 一 未 林康貞氏所藏文書 (京都市) 六通 (一、五、四、五元、三六、三六)
- 一 申 東文書 (葛野郡東房經氏) 一二通 (一八、二一、三五、四六、四七、四八、四九、三二、三五、三三、三七)
- 一 酉 平松家文書 (京都市) 三通 (六、一五、四)
- 一 戌 寶鏡寺文書 (京都市) 六通 (四〇、三三、三九、三九、三九、三九)
- 一 亥 報恩院文書 (京都市) 二通 (三九三、三九四)
- 一 丑 松尾神社文書 (京都市) 二通 (四九七、四九八)
- 一 卯 妙心寺文書 (京都市) 三通 (三〇七、三〇七、三九五)
- 一 辰 妙法院文書 (京都市) 二通 (三〇六、三〇六)
- 一 巳 村井敬義氏所藏文書 (京都市) 八通 (二四、三四、二七、三四、三七、三七、三六、三九)
- 一 未 八坂神社文書 (京都市) 六通 (一〇四、二六、二四七、二六四、六五、六九)

何れも東大寺文書である。

一六 井坊文書 (大阪市井坊英二氏) 一通 (二四四) 井坊氏は舊興福寺一乘院坊官である。

一七 石塚書舖待買文書 (大阪市) 二通 (三五四、四九〇)

一八 勝尾寺文書 (三島郡豊川村) 一〇通 (二四七、二五五、二五七、二六〇、二六四、二六六、二六八、二七〇、二七二)

一九 觀心寺文書 (南河内郡川上村) 一三通 (查、一七、二四、二六五、二七九、二八四、二八八、二九八、三〇六、三〇七、三〇九)

二〇 願泉寺文書 (泉南郡貝塚町) 四通 (四三三、二五二、二五八、二六一)

二一 金剛寺文書 (南河内郡天野村) 六通 (二六七、二七七、二八〇、二八六、四七三、四九三)

二二 鹿田靜七氏所藏文書 (大阪市) 一通 (三九七)

二三 富田仙助氏所藏文書 (大阪市) 一通 (三〇)

二四 村山龍平氏所藏文書 (大阪市) 一通 (二〇)

和歌山縣

二五 伊太祁曾神社文書 (海草郡) 一通 (二六八)

二六 勸學院 高野山 文書 (伊都郡) 二通 (二七二、三三三)

二七 葛原文書 (伊都郡境原村葛原孫市氏) 四通 (二五五、二七六、二七九、二八二)

二八 日前神社文書 (海草郡) 二通 (三〇四、三〇七)

二九 熊野夫須美神社文書 (東牟婁郡本宮村) 一通 (三三二)

三〇 栗栖文書 (名草郡東栖村東栖太郎氏) 二通 (三五七、三五八)

三一 粉河寺文書 (那賀郡) 一通 (三五五)

三二 高野山文書 (伊都郡) 一〇四通 (三三、三五、三六、四八、四九、四四、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇)

三三七、三三四、三五五、三三四、三三八、三四三、三四四、三四六、三五五、三六二、三六三、三六〇、三九六、三九三、三九四、
 三九五、元英、元六〇、元九七、元八七、元八四、元八八、三〇〇、三四八、三五〇、三五三、三〇八、三七三、三七四、三九五、
 三七七、三九六、三三〇、三三七、三〇〇、三〇九、三三三、三四四、三三九、三〇三、三四三、三四四、三四七、三四九、
 三四六、三四四、三四五、三〇三、三〇〇、三二二、三〇九、三〇三、三〇六、三〇三、三〇七、三四三、三四四、三四七、三四九、
 三五〇、三五七、三〇七、三〇六、三〇九、四〇二、四〇五、四〇七、四〇八、四〇九、四二四、四九三
 天豐、天七、元七、元七、元九、四〇二、四〇五、四〇七、四〇九、四二四、四九三

二〇三 興國寺文書（日高郡門前村）八通（二五五、二五三、三〇九、四二六、四二七、四二八、四二九、四三〇）

二〇四 崎山文書（日高郡崎山春太郎氏）一通（四〇九元）

二〇五 莊司文書（紀伊續風土記所收）四通（二〇四、二〇九、三〇六、三〇九元）

二〇六 甚右衛門文書（紀伊續風土記所收）二通（二五三、四三三）

二〇七 鈴木文書 一通（三〇三元）

二〇八 隅田文書（伊都郡隅田村）五通（二八六、一〇九、一〇三、二〇三、三三六）

二〇九 尊勝院文書（東牟婁郡）一通（二二七元）

二一〇 中村文書（紀伊續風土記所收）一通

二一一 中文書（那賀郡中多傳氏）二通（三七五、元四）

二一二 二階堂文書（紀伊續風土記所收）一通（二八二）

二一三 丹生神社文書（那賀郡川原村）一通（三三六元）

二一四 根來寺文書（那賀郡）三九通（二八〇、二六二、二六八、二三三、二二三、二六九、二七六、二七九、三〇〇、三〇一、三〇二、三〇三、
 三〇四、三〇五、三〇六、三〇七、三〇八、三〇九、三〇一〇、三〇一、三〇二、三〇三、三〇四、三〇五、三〇六、三〇七、三〇八、三〇九、三〇一〇、
 三〇一、三〇二、三〇三、三〇四、三〇五、三〇六、三〇七、三〇八、三〇九、三〇一〇、三〇一、三〇二、三〇三、三〇四、三〇五、三〇六、三〇七、
 三〇八、三〇九、三〇一〇、三〇一、三〇二、三〇三、三〇四、三〇五、三〇六、三〇七、三〇八、三〇九、三〇一〇、三〇一、三〇二、三〇三、三〇四、三〇五、三〇六、三〇七、

三六、三八、三四〇、三四六、三五七、三五四) 何れも根來要書として所收。

三五 藥王寺文書(紀伊續風土記所收) 三通 (三〇一、一〇一七、一〇五三)

二六 山西文書(紀伊續風土記所收) 一通 (二三九)

兵庫縣

三七 安藤直記氏所藏文書(多紀郡篠山町) 二通 (四〇、三三三)

二八 清水寺文書(加東郡鴨川村) 二通 (三九〇、三九九)

二九 日下文書(出石火郡) 一通 (四七七)

三〇 園田多祐氏所藏文書(多紀郡) 一通 (四〇六)

三一 吉井良尙氏所藏文書(西宮市) 五通 (二七六、二六九、二七〇、二八五、二八六)

三三 吉田履一郎氏所藏文書(武庫郡住吉村) 二九通 (五、五、五、六、九、一八、一三、三三、三六、三六、三〇、三二、三三、三四、三六、三八、三九、四〇、四一、四二) 主として東大寺文書及び法

隆寺文書である。

岡山縣

岡山縣

三三 金山寺文書(御津郡牧石村) 三通 (三六四、三六七、三六八)

三四 慶立寺文書(吉備溫故秘録所收) 一通 (三七七)

三五 塚本吉彦氏所藏文書(岡山市四番町) 一通 (四七〇)

廣島縣

三六 淺野忠充氏所藏文書 二通 (三五六、三五八) 何れも嚴島神社文書である。

三七 殿島神社文書（佐伯郡）

イ 御判物帖 二五通（七七、二九、二四、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇）

ロ 野坂文書 一七通（九七、一〇四、一〇九、一〇八、一〇七、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇）

ハ 山中武雄氏探訪文書 三〇通（二七六、二七六、二七七、二七八、二七九、二八〇、二八一、二八二、二八三、二八四、二八五、二八六、二八七、二八八、二八九、三〇〇、三〇一、三〇二、三〇三、三〇四、三〇五、三〇六、三〇七、三〇八、三〇九、三一〇、三一一、三一二、三一三、三一四、三一五、三一六、三一七、三一八、三一九、三二〇、三二一、三二二、三二三、三二四、三二五、三二六、三二七、三二八、三二九、三三〇、三三一、三三二、三三三、三三四、三三五、三三六、三三七、三三八、三三九、三四〇、三四一、三四二、三四三、三四四、三四五、三四六、三四七、三四八、三四九、三五〇、三五五、三五六、三五七、三五八、三五九、三六〇、三六一、三六二、三六三、三六四、三六五、三六六、三六七、三六八、三六九、三七〇、三七五、三七六、三七七、三七八、三七九、三八〇、三八一、三八二、三八三、三八四、三八五、三八六、三八七、三八八、三八九、三九〇、三九五、三九六、三九七、三九八、三九九、四〇〇）

ニ 藝瀋通誌所收文書 八通（二七五、三〇六、三〇七、三〇八、三〇九、三一〇、三一一、三一二、三一三、三一四、三一五、三二〇、三二一、三二二、三二三、三二四、三二五、三二六、三二七、三二八、三二九、三三〇、三三一、三三二、三三三、三三四、三三五、三三六、三三七、三三八、三三九、三四〇、三四一、三四二、三四三、三四四、三四五、三四六、三四七、三四八、三四九、三五〇、三五五、三五六、三五七、三五八、三五九、三六〇、三六一、三六二、三六三、三六四、三六五、三六六、三六七、三六八、三六九、三七〇、三七五、三七六、三七七、三七八、三七九、三八〇、三八一、三八二、三八三、三八四、三八五、三八六、三八七、三八八、三八九、三九〇、三九五、三九六、三九七、三九八、三九九、四〇〇）

ホ 古事類苑所收文書 八通（二三八、二四一、二四二、二四三、二四四、二四五、二四六、二四七、二四八、二四九、二五〇、二五一、二五二、二五三、二五四、二五五、二五六、二五七、二五八、二五九、二六〇、二六一、二六二、二六三、二六四、二六五、二六六、二六七、二六八、二六九、二七〇、二七五、二七六、二七七、二七八、二七九、二八〇、二八一、二八二、二八三、二八四、二八五、二八六、二八七、二八八、二八九、二九〇、二九五、二九六、二九七、二九八、二九九、三〇〇）

三八 田所伊織文書（藝瀋通誌所收）四通（二六〇、二六二、二六三、二六四） 安藝國在廳田所氏の文書で、楓軒文書纂にも田所主税文書として二通ある。

三九 廣島文理大學所藏文書（廣島市） 一通（三六〇） 舊堀江清定氏所藏文書である。

鳥 取 縣

四〇 新興寺文書（八頭郡） 一通（三五九）

島 根 縣

四一 蒲生文書（島根郡蒲生鑿市氏） 三通（二五五、一九七、三三〇）

四二 千家文書（簸川郡大社町） 四通（二四九、三五八、三九二、四〇〇）

平安時代の古文書 (一)

二三 酒井清太郎氏所藏文書 (松江市) 一通 (四三〇) 嚴島神社文書である。

山口縣

三四 草薙家證文 (池田常吉氏) 一通 (九六六)

三五 久利文書 (玖珂郡岩國町久利圭一氏) 五通 (九三三、三〇五、二〇五、三五六、三四九)

三六 益田家什書文書 (阿武郡益田精祥氏) 六通 (九〇四、四〇五、四〇五、四〇四、四〇五、四一五)

三七 毛利家文書 三通 (三七六、三七七、三七八)

徳島縣

三八 八銚神社文書 (那賀郡長生村) 一通 (三〇三)

香川縣

三九 金比羅宮所藏文書 (琴平町) 五通 (六、六、二四、三七、一四四) 東大寺文書・春日神社文書・松尾神社文書等を收む。

高知縣

四〇 土佐國蟲簡集 四通 (二六八、三三三、三四三、三四四)

福岡縣

四一 梅津文書 (三潞郡梅津多喜藏氏) 二通 (七〇一、三六五) 當地の北野天満宮田樂政所に關する文書である。

四二 大泉坊文書 (福岡市) 二通 (三五六、三五七)

四三 田代文書 (三井郡田代太郎八氏) 七通 (三三三、三三八、四〇〇、四〇四、四〇八、四〇九) 和泉國御家人田代氏の文書である。

四四 鷹尾神社文書 (山門郡大和町) 二通 (三五五、三五六)

三〇 立花家所藏文書（柳河市）

イ 大友文書 一通（一九五九）

ロ 保足文書 三通（三七五、三七五、三九七）

三〇 宗像神社文書（宗像郡田島村）一通（三〇九）

佐賀 縣

三〇 稻佐山文書（佐賀文書寮所收）一通（三七二）

三〇 河上山古文書（佐賀郡川上村實相院）七通（二九九、一七九、一七九、一九五、四八四、五〇六、五〇〇） 肥前國在廳の文書を多く含む。

三〇 武雄神社文書（杵島郡武雄町） 三二通（三〇〇、一九三、一七七、一七〇、一七五、一八〇、一八七、一八四、一八五、一八六、一八三、一九〇、

一八五、一九一、一九五、一九四、一九五、一九九、一九五、二〇五、三〇八、二八六、二九六、二九五、三〇六、三〇〇、三八七、三三〇、三四三、三五四、三五七、

E001)

長崎 縣

三〇 鹿島由己氏所藏文書（對島嚴原町）一通（三〇〇） 對島下津八幡神社文書である。

三〇 松浦家所藏文書（平戸）

イ 石志文書 四通（四六六、四九〇、三三三、四〇五）

ロ 觀世音寺文書 六通（四一、九四、九三、一〇六、一〇七、一四一）

熊本 縣

三〇 阿蘇文書（阿蘇郡宮地町）八通（四七、四九、四六、四六、二六六、三〇六、三〇七、三〇九）

平安時代の古文書（一）

大分縣

三五 到津文書（宇佐郡宇佐町到津公胤氏）二通（三七、四三）

三六 宇佐大鏡所收文書（到津公胤氏本）一一通（二八三、二八四、二八七、二八八、二九〇、二九一、二九三、二九四、二九六、四三三、四四四）

三七 宇佐諸家文書集（小野龍坦氏採集）一通（二五五）

三八 小山田文書（宇佐郡宇佐町小山田貞夫氏）七通（二〇九、二四〇、三三四、三三六、三三八、二八〇、二五九）

三九 說磨文書（北海道郡角子木村說磨源五氏）二通（四四三、三七九）

四〇 都甲文書（大分郡八幡村都甲一彌太氏）一通（三〇七）

四一 永弘文書（宇佐郡宇佐町永弘健氏）四通（四四四、四九〇、四九七、四九九）

四二 樋田古文書（宇佐郡宇佐町樋田氏）四通（三三九、三七一、三三三、三六五）

四三 廣瀬貞治氏所藏文書（日田市）二通（二五二、二六七）この文書は、筑前糸島郡に本據を構えた松浦黨中村氏の文書で、江戸末廣瀬氏に歸したものである。

四四 宮師文書（大分市）一通（一九〇）

四五 柞原八幡神社文書（大分市）二七通（三四、四二、四七、四八、五一、五七、七二、七八、三〇、三五六、三五四、二五四、二五七、三六五、

三七二、三七五、三七七、三六六、三五五、三五七、三五八、三五九、三六〇、三六一、三六二、

宮崎縣

四六 日下部系圖所收文書（宮崎市湯淺直氏藏）五通（二九七、三三三、三六三、三六五、三六〇）日向國在廳に關する文書であるが、

若干疑がある。

四七 富山文書（北諸縣郡富山宜正氏）三通（三五四、三五六、三六七）

二六 本田文書（東諸縣郡本田親由氏）一通（二七四）

鹿兒島縣

二六 入來院文書（薩摩郡入來院町）一通（三五五）

二六 桑幡元長氏所藏文書（始良郡）二通（二五三、三〇三）

二六 國分氏文書（薩藩舊記所收）一通（三五五）

二七 權執印文書（薩藩舊記所收）二通（三〇三、三一一）

二七 順峯院文書（薩藩舊記所收）一通（三九七）

二七 島津家文書（鹿兒島市）三通（四二二、四二三、四二五）

二七 瀬戸口彌一氏所藏文書（始良郡清水村）一通（三九七）

二七 台明寺文書（島津家）二〇通（六〇〇、六〇四、六〇三、七〇四、八〇〇、九〇五、一〇〇四、一〇〇三、三六八、三六九、二四三、二四四、三〇一、三〇二、

三三、三九、三四、三五、五六）

二七 調所氏文書（薩藩舊記所收）一通（七〇〇）

二七 永利氏文書（薩藩舊記所收）一通（三九七）

二七 二階堂氏文書（薩藩舊記所收）一通（三六三）

二七 新田八幡神社文書（薩藩舊記所收）一通（三七二）

二七 比志嶋文書（鹿兒島市比志嶋彦麿氏）一通（三四二）

其 他

二八 エール大學所藏文書 五通（七五、八〇、三六、三九、四〇） 何れも東大寺文書である。

二六一 岡本氏文書 (擁書漫筆所收) 一通 (三七〇)

二六二 清水寺縁起所收文書 三通 (二七、二八、二九)

二六三 後藤家文書 一通 (三五四)

二六四 古 田 券 七通 (二〇四、三五五、三五六、三五七、三五八、三五九、三六〇)

二六五 法務御房初任次第裏文書 八通 (九一、三六七、三六八、三六九、三七〇、三七一、三七二、三七三)

以上縣別にみると、北は岩手縣から南は鹿兒島縣に至る三十七都府縣に涉つて (青森・秋田・福島・群馬・岐阜・富山・愛媛の各縣を缺く) ゐるが、今これを、その所藏者と文書の内容の一致するものと一致しないもの、即ち、その家に傳來すべくして傳來せられてゐるものと、蒐集によつて所持せられて所有者と文書の内容とが無關係のものに類別すると次のやうになる。(前者をA類、後者をB類とする)

府縣名	A類	B類	計	府縣名	A類	B類	計	府縣名	A類	B類	計
京都府	七	一五	五	大阪府	五	四	九	山口縣	三	一	四
東京都	五	一	五	三重縣	六	一	七	新潟縣	〇	三	三
和歌山縣	三	〇	三	神奈川縣	五	一	六	愛知縣	一	二	三
奈良縣	二	五	〇	兵庫縣	二	四	六	岡山縣	二	一	三
滋賀縣	二	一	三	福岡縣	六	〇	六	島根縣	二	一	三
鹿兒島縣	一	〇	一	静岡縣	五	〇	五	佐賀縣	三	〇	三
茨城縣	六	〇	六	千葉縣	二	二	四	長崎縣	二	一	三
大分縣	一〇	一	二	廣島縣	二	二	四	宮崎縣	三	〇	三

宮城縣	一	二	一	二	一	一	一	一
石川縣	二	〇	〇	二	〇	一	一	〇
岩手縣	一	〇	一	一	〇	一	一	〇
山形縣	〇	一	一	一	〇	一	一	〇
栃木縣	〇	一	一	一	〇	一	一	〇
埼玉縣	二	〇	〇	一	一	一	一	一
長野縣	二	〇	〇	一	一	一	一	一
福井縣	一	〇	〇	一	一	一	一	一
鳥取縣	一	〇	〇	一	一	一	一	一
徳島縣	一	〇	〇	一	一	一	一	一
香川縣	一	〇	〇	一	一	一	一	一
高知縣	一	〇	〇	一	一	一	一	一
熊本縣	一	〇	〇	一	一	一	一	一

右表で京都府が、最も多數を占め、而もA類においても最多數を示してゐることは、山城國平安京の所在地であることから當然の現象であるが、東京都が、その次位を占め、而もA類が僅か五であるに對し、B類が四五を示してゐることは、財力と文化の新興首都であることより生ずる現象であり、和歌山縣が、奈良縣の上位にあることは、高野山を中心とする平安朝文化の繁榮を物語るものといえよう。鹿兒島縣が滋賀縣と並んで、第五位にあることは大分縣の第七位にあることと共に、注目せられる。大分縣のが、主として宇佐神宮を中心としてゐるに對し、鹿兒島縣のは、在廳關係のものが多し。概してA類の數字は、ほとその地方の、平安時代の歴史的地位に相應すると考へることができようか。右表は、所藏者數から見たところであるが、これを文書通數から見れば、第四位にある奈良縣が斷然他を壓し、京都府がこれに次ぎ、東京都更にこれにつゞくこととなる。奈良縣では東大寺、京都府では東寺の文書が、この順位を決定するのであつて、この兩寺の文書は、少なからず寺外に流出したものと合せて、平安時代の研究に、重要な地位を占める所以である。

(未完)

Documents in the *Heian* 平安 Period

—Especially on their Distribution—

by R. Takeuchi

The manuscripts in the "*Heian* period" (from A. D. 781 to A. D. 1184) can be divided into two classes. First, documents transmitted in the form of the collection of old manuscripts edited by contemporaries, as *Ruijūsandaikyaku* 類聚三代格, *Chōyagunsai* 朝野群載 and *Ruijufusenshō* 類聚符宣抄; secondly, manuscripts Proper which have been preserved in temples and shrines from that time.

The latter amounting to some five thousand, are scattered almost all over the country, while manuscripts in the *Nara* period are conserved collectively in the *Shosōin* 正倉院, *Nara*. And many of them are found especially in *Nara*, *Kyōto* and *Tokyo*. This fact tells us that the historical development of civilization is reflected in the distribution of old manuscripts. At the same time, it would set forth that the civilization had spread at length, compared with the *Nara* period, all over the country.